

(仮称)練馬区こども発達支援センター 整備基本計画



平成22年5月

練馬区

目 次

第1章 (仮称)こども発達支援センター整備の背景	1
1 国の動向	1
2 区における現状と課題	1
3 心身障害者福祉センター子ども対象事業の現状と課題	2
4 (仮称)こども発達支援センター整備基本計画策定の経緯と経過	4
第2章 基本理念・関係機関の役割	5
1 「発達に心配のある子ども」への支援のために区が目指す方向	5
2 区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	6
(1) 早期発見のためのネットワーク	6
(2) 途切れのない支援のためのネットワーク	7
(3) 情報共有化のためのネットワーク	8
(4) 「発達に心配のある子ども」への日中の支援	14
3 区における「発達に心配のある子ども」を支える社会資源のイメージ	15
第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能	16
1 基本姿勢	16
2 医療相談機能	17
3 発達相談機能	19
4 療育機能	20
5 家族支援機能	22
6 地域支援機能	23
7 関係機関との連携・調整・情報管理	24
第4章 施設整備	26
1 予定地	26
2 施設規模	27
3 併設施設との関係	28
4 地域との関係	28
5 環境配慮	28
第5章 管理運営	29
1 心身障害者福祉センター子ども対象事業の運営形態(現行)	29
2 (仮称)こども発達支援センターの運営形態	30
第6章 スケジュール(案)	31

巻末資料

第1章 (仮称)こども発達支援センター整備の背景

練馬区では現在、昭和54年度に設置された心身障害者福祉センター(通称：中村橋福祉ケアセンター)の中で、主に就学前の発達に心配のある子どもを対象とした、相談や療育を実施しています。

今回、心身障害者福祉センターにおける長年の実績を踏まえ、区民ニーズの拡大と変化に 대응するために、(仮称)こども発達支援センターの整備を中心に、発達に心配のある子どもに対する支援について、検討しました。

1 国の動向

国の障害児をめぐる施策は、ここ数年、めまぐるしく変化しています。

平成17年4月の「発達障害者支援法」施行に始まり、平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行、同年6月の「学校教育法」等の改正に伴う平成19年4月からの特別支援教育の実施、平成21年4月の「児童福祉法」等の改正による次世代育成支援対策の推進等、従来の施策からの大きな転換が続いています。

今後についても、平成25年8月までに「障害者自立支援法」を廃止し、障害者を支える新たな法制度を創設することが打ち出されました。区はこうした動きを把握しつつ、地域ニーズに応じた施策を進める必要があります。

2 区における現状と課題

区内では平成22年1月1日現在、18歳未満の子どものうち445人が身体障害者手帳を、965人が愛の手帳を所持しています。平成22年1月1日現在の区内18歳未満の人口は、106,424人なので、概ね、身体障害児は区内18歳未満人口の0.42%、知的障害児は0.91%と推測することができます。

一方で近年、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の、いわゆる発達障害に対する支援も求められています。文部科学省が平成14年に全国5地域の公立小学校(1～6年)および公立中学校(1～3年)の通常の学級に在籍する児童生徒41,579人を対象に行った全国実態調査では、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると考えられる児童生徒の割合は、6.3%となっています。この割合が単純に当てはまるわけではありませんが、区内にも少なからず特別な教育的支援を必要とする児童生徒

がいるものと思われます。集団生活への適応力を高めるためには、早期発見と早期療育が重要なため、区では乳幼児健診などを実施する中で障害の早期発見に努めています。しかしながら障害が現れる時期は、障害の種類や個人差によって様々なため、早期発見のための取組みを更に強化する必要があります。同時に発見後の受け皿としての早期療育の体制をつくることも重要です。

保育所、幼稚園、学童クラブにおいても障害のある子どもの入所申込み数が増加傾向にあります。区立保育所・学童クラブの障害児枠で入所した子どもへの対応については、職員を対象に研修や巡回指導等を行い、支援の充実に取り組んでいます。区立幼稚園・学校の現場では平成21年度から、従来の巡回相談の中に専門家チームを設置し、通常の学級に在籍している子どもの発達障害等の課題を早期に発見し、早期の教育的支援につなげられるよう、努めています。

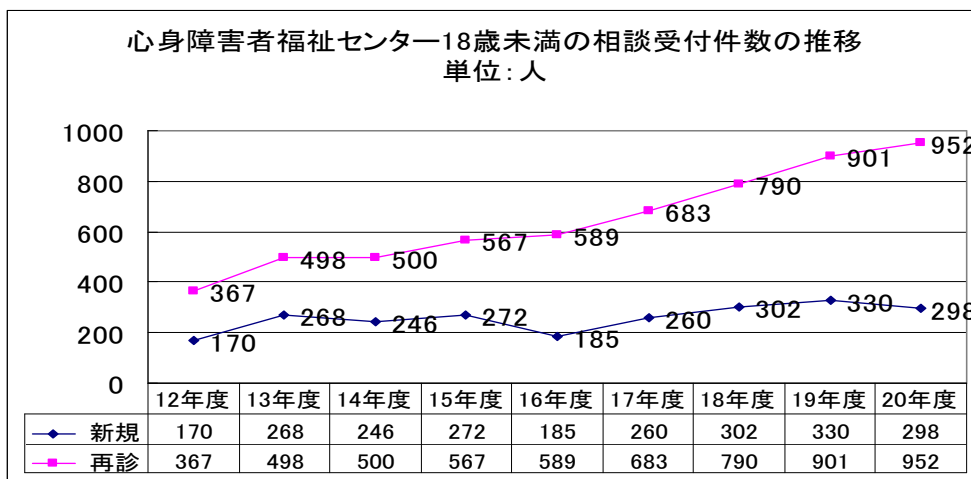
今後も、乳幼児期から青年期に至る、成長段階を通じた支援をより一層強化するために、関係部課や民間事業者等による連携を進めていくことが、重要です。

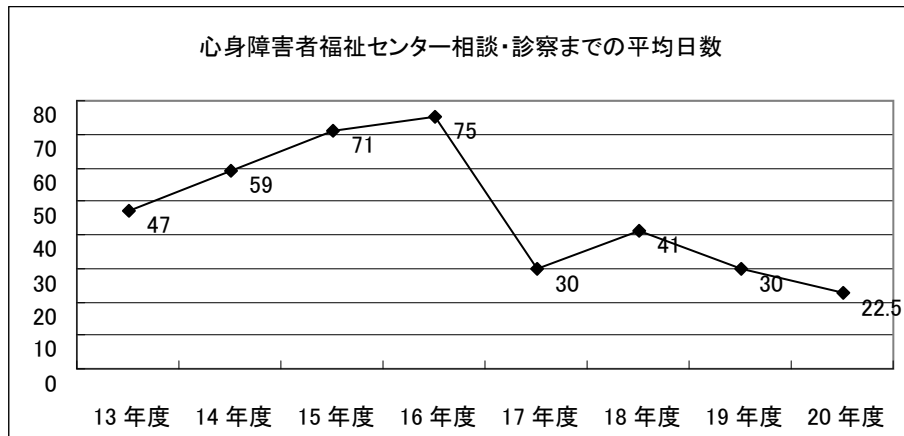
3 心身障害者福祉センター子ども対象事業の現状と課題

区内には現在、障害児（者）に対する支援機関として、心身障害者福祉センターがあり、昭和54年8月開設以来、区内の障害児（者）を対象に、相談・判定・指導・訓練を体系的に実施してきました。

専門医（児童精神科医、小児神経科医等）による専門性の高い相談がその特徴となっており、相談申込みから診察までの流れが確立しています。

相談事業については、子どもから大人までの幅広い年齢を対象にしていますが、子どもを対象とした相談について言うと、再診の申込みが急増しているため、対応し切れていない状況です。





新規相談申込みから実際に来所するまでの日数は、ピーク時には75日に達し、改善を図ってきましたが、乳幼児の相談件数が多く、小学生、中学生および高校生の受け入れは制限せざるを得ない状況です。現在は、小学生、中学生および高校生は乳幼児期から継続している子どもの再診を中心とし、新規相談はごく限られた人数の受け入れに絞らざるを得ません。学校や子ども家庭支援センター等の関係機関は、小学校、中学校および高校の発達に心配のある子どもの相談先を見つけにくい状況です。

乳幼児を対象にした療育についても課題があります。発達が気になる乳幼児を育てる保護者は、子育てグループの中で疎外感を感じたり、不安があるため、できるだけ早期の段階からの支援が必要と言われています。現在心身障害者福祉センターでは、平日の週1回、「発達サポート広場」という遊びを通したグループカウンセリングの場を用意していますが、利用日や受け入れ人数が限られているため、気軽に利用できる状況にはありません。それ以外の幼児クラスについても、定員や曜日等の関係で利用希望に応えられない場合があり、早期療育につなげられない状況が起きています。

小学校、中学校および高校の場合は、知的障害を伴わない発達障害児の多くが通常の学級に在籍しています。相談については、現在心身障害者福祉センターでは限られた受け入れしか出来ないため、教育相談室が中心的役割を担っています。社会的スキルを獲得するための療育の部分は必要性が高いにも関わらず支援機関が少なく、手薄な状況です。

4 (仮称) こども発達支援センター整備基本計画策定の経緯と経過

平成19年度	改定障害者計画	「(仮称) こども発達支援センター」整備を位置づける
平成20年度	中期実施計画	「(仮称) こども発達支援センター」整備を計画事業化する
平成20年度	学識経験者・区民等による	「(仮称) こども発達支援センター」のあり方検討会からの報告
平成21年度	第二期障害福祉計画	障害児支援の充実を重点課題の一つとする
平成21年度		「(仮称) こども発達支援センター」庁内検討委員会の設置

(仮称) こども発達支援センターの整備に当っては、関係者の幅広い意見を反映させるために、平成20年度に有識者と公募区民等による「(仮称) こども発達支援センターのあり方検討会」を設置し、検討を行いました。

「あり方検討会」からは、心身障害者福祉センターの幼児対象事業の拡充と、発達に心配のある小学生、中学生および高校生への対応を図るために、相談・療育機能の充実や関係機関との連携等が必要であり、現在の心身障害者福祉センターの施設規模では実現が困難なため、現施設外に場所を確保する必要がある、との報告がありました。

この報告を受けて区は、練馬区基本構想にもとづく長期計画（平成22年度～26年度）で(仮称) こども発達支援センターの整備を計画事業化するとともに、(仮称) こども発達支援センター庁内検討委員会を設置し、「あり方検討会」報告書を踏まえながら、事業内容についての検討を行ないました。また、具体的な整備予定地については、学校跡施設（光が丘地域）を活用する方向で検討してきました。

【検討経過】

平成20年度 (仮称) こども発達支援センターのあり方検討会 全5回

平成21年度 (仮称) こども発達支援センター庁内検討委員会 全4回
(作業部会 全12回)

※ 詳細は巻末資料2に記載

第2章 基本理念・関係機関の役割

1 「発達に心配のある子ども」への支援のために区が目指す方向

保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携により、発達に心配のある子どもが抱える課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、成長段階に応じた一貫した支援を行うことで、発達に心配のある子どもが健やかに成長し、安心して生活できる地域社会を目指します。

発達に心配のある子どもを持つ保護者にとっては、成長の各段階で、地域にどのような支援体制があり、学校や社会の中でどのように周囲と関わられるかが、一般の家庭以上に大きな心配事だと思われまます。

現在区では、子どもの成長段階に応じて、関係する部課が様々な工夫を凝らし、発達に心配のある子どもへの支援を行っています。しかしながら、成長の次のステップに進む際の関係機関の連携が十分とは言えず、それまで蓄積されてきた子どもの特性や支援に必要な情報が、次のステージで必ずしも活かされていない現状にあります。

一方で日頃の行動が気になっていても、それを早期療育へとつなげる仕組みが整っていないことも課題となっています。例えば区内保育所では、平成20年度に50人の気になる子どもが巡回相談の対象となりましたが、保育士が発達上の課題に気付いても保護者に受容してもらうまでに時間がかかるため、障害への気付きを、早期療育につなげるための仕組みが必要です。

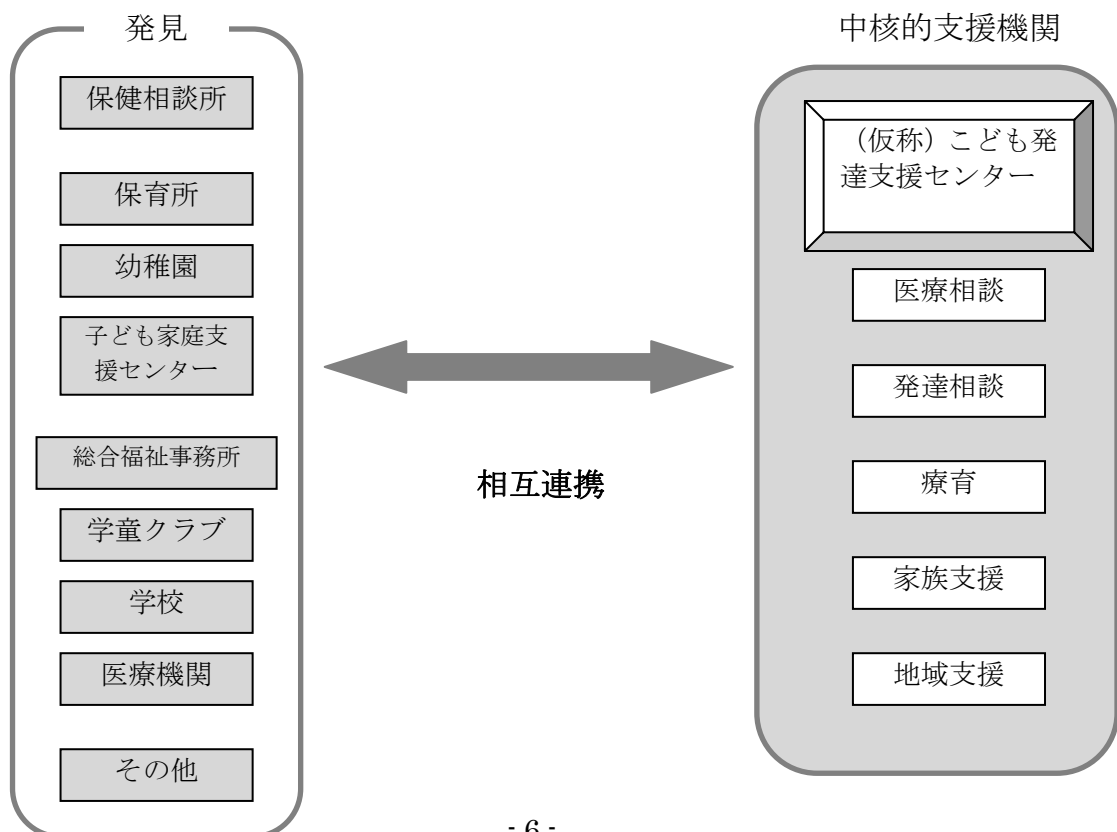
また教育現場では、特別支援学校や特別支援学級による支援を受けていない発達に心配のある子どもへの対応が課題となっています。通常の学級に通っている、発達に心配のある子どもは、今のところ、教育相談や巡回相談以外は、専門的な支援を受ける機会が限られています。専門機関が学校と連携し、学校教育の中では難しい療育等の支援を実施していくことが求められています。

こうした課題を解決し、支援の充実を図るために、発達に心配のある子どもの中核的支援機関として、区は（仮称）こども発達支援センターの設置を計画しています。しかしながらそれは、区が相談・療育施設を整備し、そこに支援機能を集中させるという考えではありません。（仮称）こども発達支援センターの整備を契機に、区の関係部課や民間事業者等の関係機関が（仮称）こども発達支援センターを中心に連携し、障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、区全体として、子どもの成長段階に応じた一貫した支援を行うことが大切です。行政と民間がそれぞれの役割・機能を担いながら、区全体としての支援体制を整えることで、発達に心配のある子どもが健やかに成長し、18歳以降の次のステージに円滑につながり、安心して生活できる地域社会を実現することが、区としての目指すべき方向と考えます。

2 区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み

(1) 早期発見のためのネットワーク

- 保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関が、各成長段階で、子どもの発達上の課題に気付いて、(仮称) こども発達支援センター等につないでいきます。
- 子どもの発達を心配する保護者が、身近な場所で気軽に相談を受けられるよう、関係機関がそれぞれの特徴を活かし、相談の入り口部分を担う必要があります。
- 身体障害や知的障害は、乳幼児期の比較的早い時期に障害が発見される傾向があります。乳幼児健診等のできるだけ早い段階での発見に努め、(仮称) こども発達支援センター等の専門機関につなぎ、早期に療育等の支援を行っていきます。
- 身体障害や知的障害に比べ、発達障害は集団生活の中で初めて気付く場合が多く、保護者の障害への受容が進みにくいという傾向があります。乳幼児健診等の機会をとらえ、保護者に必要な情報を提供し、発達障害への理解を深めてもらうことで、障害の受容を促していきます。
- 保健相談所の3歳児心理経過観察は、就学前までの子どもを対象を拡充した心理発達相談として充実します。



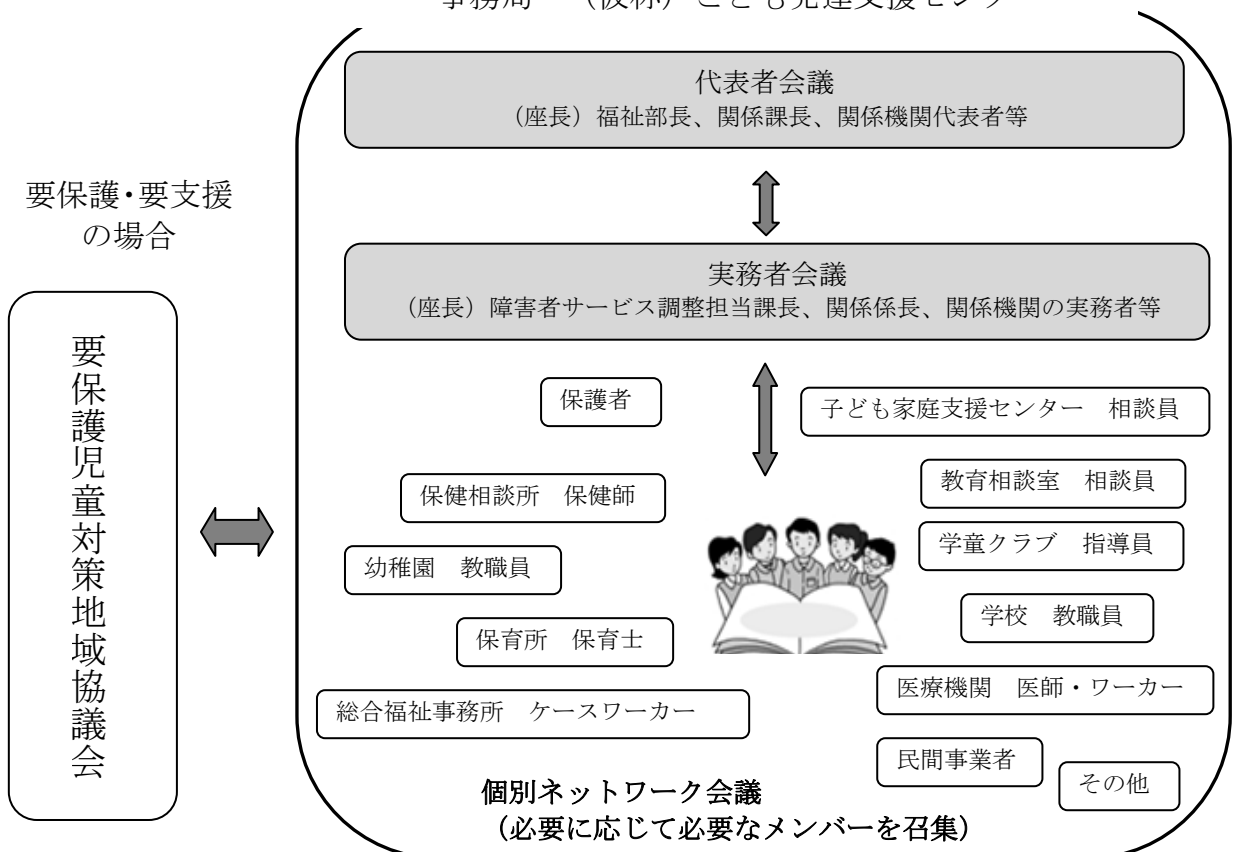
(2) 途切れのない支援のためのネットワーク

乳幼児期から成長段階に応じた一貫した支援を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関との連携による、「(仮称) 障害児支援ネットワーク会議」を設置します。

- 個別ネットワーク会議
 (仮称) こども発達支援センターが事務局となり、個別事情に応じて必要なメンバーの参加を求めています。
- 実務者会議
 課題の検討や事例の分析等を行う場として設置します。
- 代表者会議
 「(仮称) 障害児支援ネットワーク会議」全体の検討や報告に対する評価を行う場として設置します。

- 「要保護児童対策地域協議会」が関わっている子どもに、発達の心配がある場合は、子ども家庭支援センターが召集する個別ネットワーク会議に、(仮称) こども発達支援センターの職員も参加し、療育情報等の提供を行います。

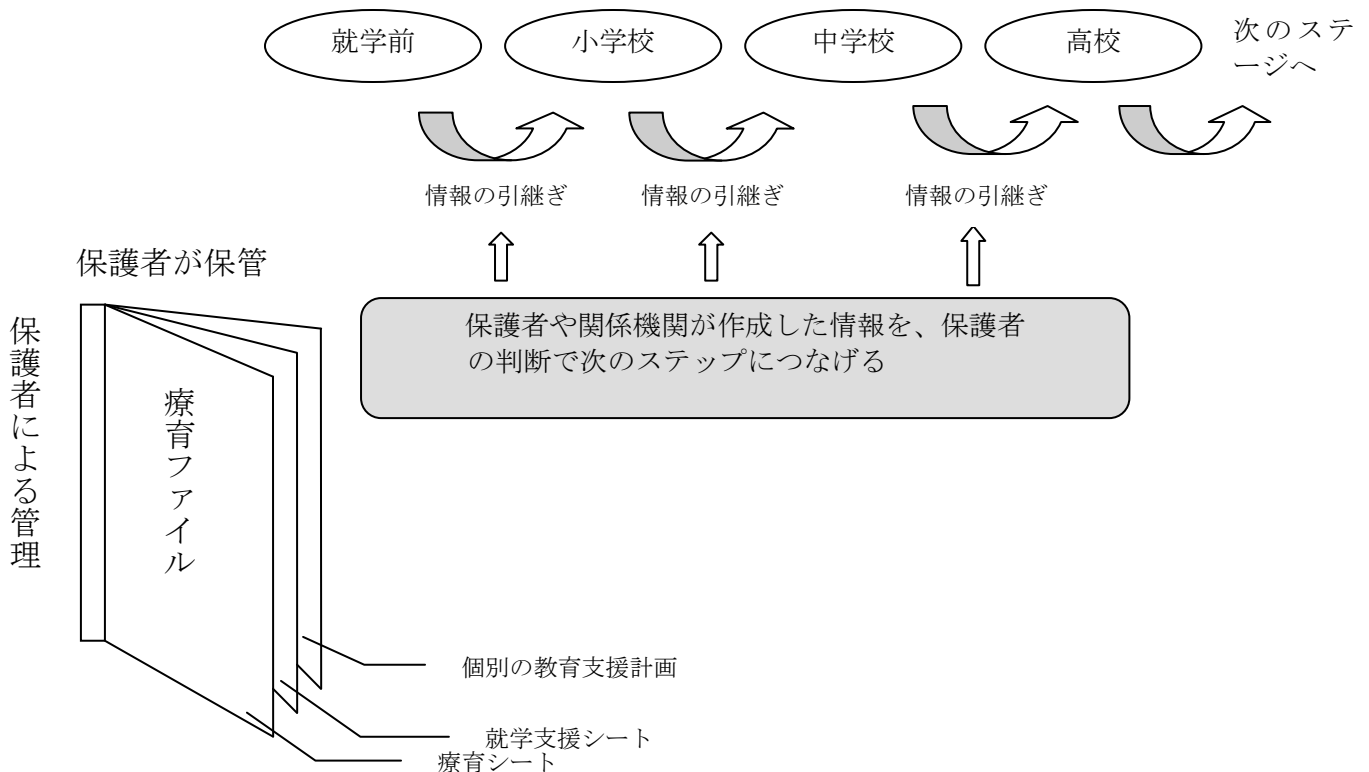
【(仮称) 障害児支援ネットワーク会議のイメージ】
 事務局 (仮称) こども発達支援センター



(3) 情報共有化のためのネットワーク

療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じた的確に引継ぎ、一貫した支援を行うために、「(仮称)療育ファイル」の導入を図ります。

- 保護者自身による情報管理を基本とし、保護者が記録を1冊のファイルに保管することを想定します。
 - 就学前は、保護者と(仮称)こども発達支援センターや関係機関と一緒に、毎年療育シートを作成していきます。療育シートは、教育委員会で現在、小学校入学時に全児童を対象に使用している就学支援シートを参考に、できるだけ近い様式のものを作成します。
 - 就学後は保護者が、就学支援シートや個別の教育支援計画書の写しを保管します。
- 関係機関への情報提供は、保護者自身の判断により行うことを基本とします。
 - 「(仮称)療育ファイル」の作成・配付等の事務は、(仮称)こども発達支援センターが行います。



(参考) 平成21年度就学支援シート記入例

I 保護者から

1 お子様の身体状況で就学後に配慮が必要なこと		どちらかに○印	
		はい	いいえ
(1)	視力 (教室での席順などに配慮が必要)		○
(2)	聴力 (教室での席順などに配慮が必要)		○
(3)	歩行 (教室間移動などで配慮が必要)		○
(4) 上記以外で配慮が必要なこと・今までにかかった主な病気 (アレルギー等についてもご記入ください。)			
2 家庭での様子			
① お子様の得意なこと			
絵を描いたり、走ることが得意です。			
② お子様の苦手なこと			
発話が未熟で、友達と会話することが苦手です。			
3 お子様の性格 (長所や短所)			
何にでも積極的に取り組みます。			
4 お子様の気になることや心配なこと			
5 学校生活に望むこと (お子様または学校に対して)			
友達をたくさん作って、楽しく小学校に通ってほしいです。			

II 医療・療育機関から (支援が必要と思われる内容や配慮事項など)

活動・学習への参加意欲が高く、特に身体を動かしたり絵を描くことが大好きです。
 言葉が聞きとりにくいので、授業では、ジェスチャーや絵カードを使うのが有効です。
 友達への好意を抱きつくことで表現することがあるので、友達が嫌がっている場合は、友達の気持ちを代弁して本児に伝えることが必要です。

* 障害や対応方法には多様性があるので、すべての子どもに当てはまるものではありません。

Ⅲ 幼稚園・保育園から（園の先生が記入してください。）

1 園での様子			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 各項目のうち「概ねできる」ものには○印を付してください。 苦手としている項目については、児童の状況について簡潔に記入してください。 </div>			
①	トイレは自分でする（大便・小便とも）	○	
②	好き嫌いなくお弁当（給食）を食べる	○	
③	自分で着替えて片付ける	○	
④	話を最後まで聞く		短時間なら可能 絵本の読み聞かせでは、場を離れて違う遊びをしていることが多い
⑤	集団の場面で言われたことを理解し行動する		簡単なことは理解している。 複数の指示の場合は、周りの子供の動きを見て理解しようとしている。
⑥	貸して、入れて、ごめん、ありがとうを友達に自発的に言う	○	
⑦	鬼ごっこなどの遊びをルールに従って遊ぶ	○	
⑧	順番に並び、順番がくるまで待つ	○	
⑨	行事などの時に皆と一緒に座っている	○	
⑩	ひらがなの自分の名前が分かる	○	
⑪	友達と会話のやりとりをする		友達に通じる語彙が少ない。 友達の名前を呼んだり、単語でのやり取りは可能
2 指導で大切にしてきたこと(活動・遊び・日常生活で)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ やる気があり、何でもやってみようとするので、その気持ちを大事にしてきた。 ・ 言葉が少ないので衝動的な行動が見受けられる。本児がうまく伝えられないところはフォローし、併せて、周りの子供たちが本児を受け入れている気持ちを育んだ。 			
3 担任から学校へ伝えたいこと			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 園の生活の中で、少しの手助けや、課題を本児の状態に合わせることで、できるようになったことが多くあった。小学校でも丁寧にサポートしてほしい。 ・ 友達と言葉によるコミュニケーションが難しいため、本児がクラスの一員として学校生活を送れるような雰囲気づくりをしてもらいたい。 			

就学支援シート記入の流れ

1月

- ① お子様の入学する小学校の決定後、小学校生活で心配なことや配慮してほしいことなどがある保護者の方は、「**I 保護者から**」を記入します。



- ② 幼稚園・保育園に通っているお子様は、保護者の方から園の先生に「**III 幼稚園・保育園から**」の記入を依頼します。



- ③ 園の先生は、「**III 幼稚園・保育園から**」を記入したら保護者に就学支援シートをお返しします。



- ④ 医療・療育機関にかかっているお子様は、必要に応じて、保護者の方から医療・療育機関に「**II 医療・療育機関から**」の記入を依頼します。



2月以降

- ⑤ 保護者の方は、就学支援シートをお子様の入学する小学校の副校長先生に提出します。(提出前に写しを忘れずにお取りください。)



- ⑥ 小学校は、「就学支援シート」を基に、必要に応じて幼稚園・保育園との引継ぎや保護者面談を実施し、お子様の支援・指導に活用します。

作成年月日 年 月 日

練馬区立〇〇小学校

(参考) 個別指導計画記入例

(学期ごとなどの短期的な計画 (長くても1年))

ふりがな 氏名	ねりま はなこ	性別	在籍学級	1年2組
	練馬 花子	女	担任氏名	〇〇 〇〇

本人・保護者の願い	
本人	勉強ができるようになりたい
保護者	友人関係がうまく行ってほしい

児童・生徒の実態と目標	支援のヒント/対応例	指導の手だてと評価
多動	座ってられない	授業に関係のない発言でも、教師は1回は答えるようにする。自分の課題に静かに取り組めたときは必ず評価する。
	授業に集中し、正しく座る行動を身に付ける。	
衝動性	トラブルがもとで教室を飛び出す	クールダウンする部屋を予め決めておき、支援員などが付き添うこととした。また、落ち着いたら教室に戻ってくるようルールを決めた。
	安全確保のため、決められた場所でクールダウンする。	
注意	夢中になるとやめられない	特に凶工を止めることが難しい。終了の声かけとともに手をつないで移動を促す。
	行動や考えを自分で切り替える	
計算する	計算でつまづく	必要に応じて個別プリントを用意し、達成感を持たせる。
	算数の基礎学力を身に付ける。	

* 障害や対応方法には多様性があるので、すべての子どもに当てはまるものではありません。

(参考) 個別の教育支援計画 (表)

記入例 学校教育期間を通じた長期的な計画 (小学校→中学校→高校)

児童・生徒	ふりがな	ねりま たろう	性別
	氏名	練馬 太郎	男
保護者	氏名	練馬 一郎	
在籍校	練馬区立 ○○小学校	2年1組	

現在・将来についての希望		
本人	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強が分るようになりたい。 ・アニメのクリエイターになりたい。 	
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中はしっかり話を聞き、友達とも楽しく会話ができるようになってほしい。 ・得意なことを伸ばせる仕事についてほしい。 	
支援の目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・話し手に注目して話を聞いたり、理解しようとする意欲を高める。 ・成功体験を積み重ね、自信を持って取り組めることを増やす。 		
必要と思われる支援		
<ul style="list-style-type: none"> ・薬を飲む習慣や、なぜ飲むかなどの知識を持たせ、自己管理できるように支援する。 ・本人、保護者との対話を重視し、気持ちのコントロールができるようにする。 ・周囲の大人が間に入って、交友関係が良好に保てるように支援する。 		
学校の支援		
<ul style="list-style-type: none"> ・聞き取りやすい座席位置、話し手が見やすい位置、板書等の視覚的な情報などの工夫により理解を促す。 ・聞くときは、相手を見て聞く習慣がつくよう声をかける。 		
家庭の支援		
<ul style="list-style-type: none"> ・声の大きさに気をつけさせ、言葉を間違えたらその場で教える。 ・けいれんが起きたら静かなところで休ませる。 		
支援機関の支援		
通級指導 学級	支援機関：○○小学校通級指導学級 担当者：○○教諭	連絡先：
	支援内容： <ul style="list-style-type: none"> ・説明文の読解、感想文等の学習を通して、正確な言葉の意味や使い方を覚える。 ・小集団活動で、物作りやゲーム等、友達と一緒に活動したり相談したりする体験をする。 	
医療・健康	支援機関：○○病院 担当者：○○医師	連絡先：
	支援内容：医療支援 定期的な通院	
	支援機関： 担当者：	連絡先：
	支援内容：	
	支援機関： 担当者：	連絡先：
	支援内容：	
支援内容の評価と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導によって、文章読解に取り組むようになった。 ・○○病院医師の指示で、適切な治療薬により行動が穏やかになった。 		
支援会議の記録 (予定も含む)		
日時 H21.○.○	参加者 担任、特別支援教育コーディネーター、 本人、保護者、医師	協議内容・引継事項等 ・生活上の注意点を確認した。 ・基礎学力の向上を目指した指導方法などを確認した。
作成日 平成21年 ○月 ○日 <新規・更新 (1回)> 練馬区立 ○○小学校 作成担当 ○○ ○○		

私は、以上の内容を了解し確認しました。

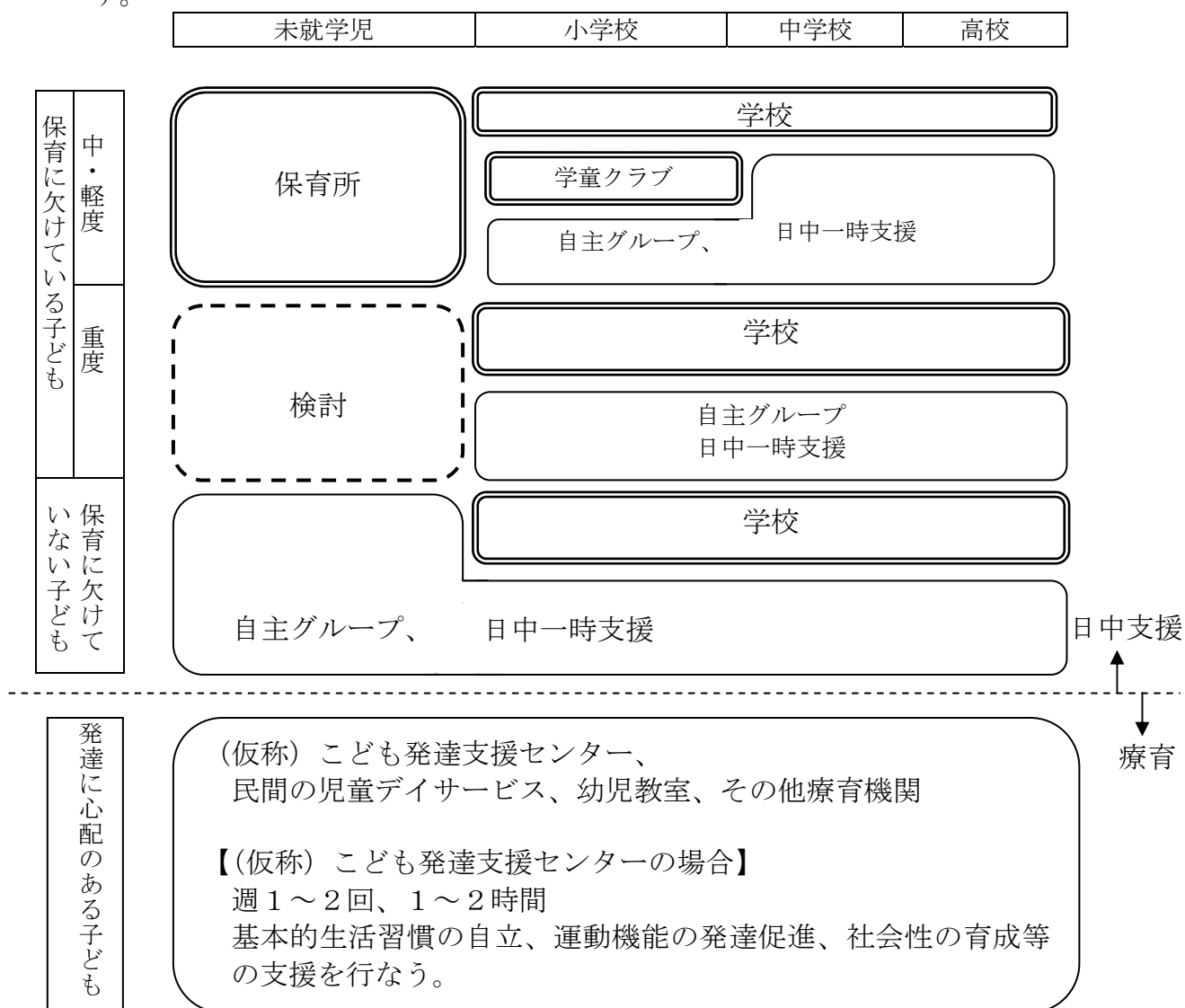
平成 年 月 日 氏名 練馬 一郎

*障害や対応方法には多様性があるので、すべての子どもに当てはまるものではありません。

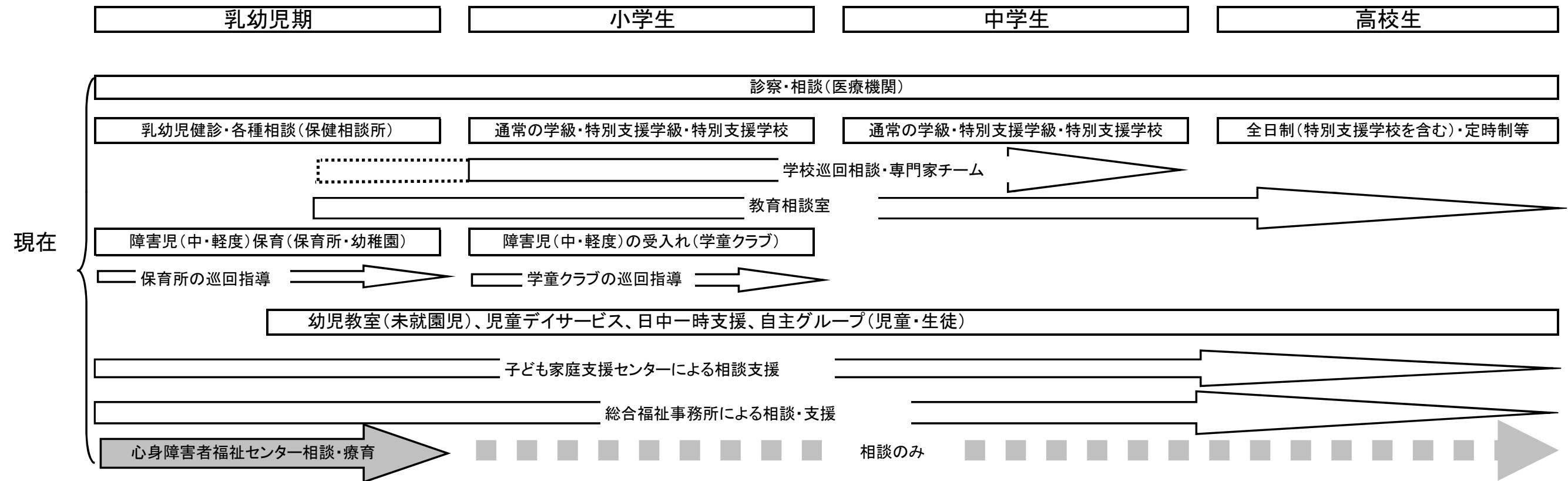
(4) 「発達に心配のある子ども」への日中の支援

【発達に心配のある子どもが日中に利用できるサービス】

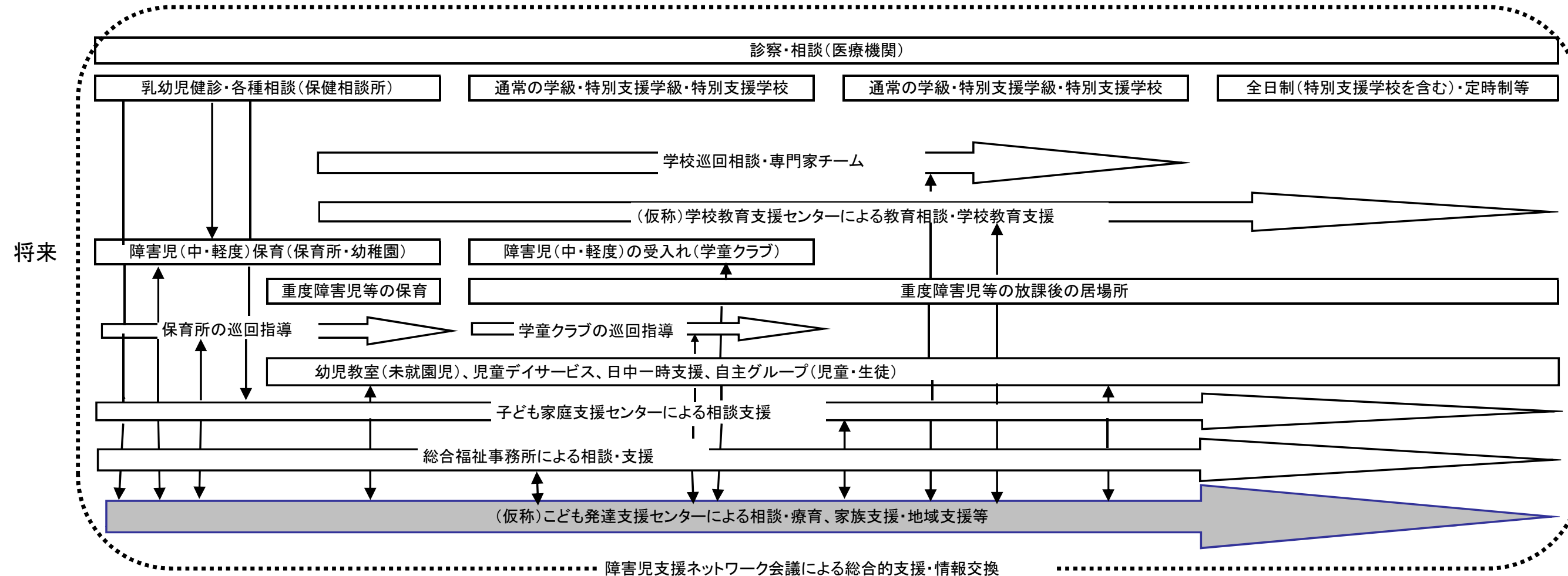
- 保育所・学童クラブでは、障害のある子どもの入所申込み数が増加傾向にあります。中軽度の障害を持つ子どもは一定の条件のもとで受入れを行っていますが、医療的ケアが必要な重度障害児等への日中支援は、一部民間事業所等での受け入れがあるものの、統合保育を前提としている保育所および学童クラブの障害児保育では対応が難しく、今後、民間と行政の役割分担も含めて、検討、調整を行います。
- 保育に欠けていない、在宅の未就学児の日中支援や、中高生の放課後等の支援については、現在一部民間事業所等がサービスを担っていますが、十分な状況とはなっていません。今後支援のあり方について、検討、調整を行います。



3 区における「発達に心配のある子ども」を支える社会資源のイメージ



就学前から高校までの一貫した支援が必要

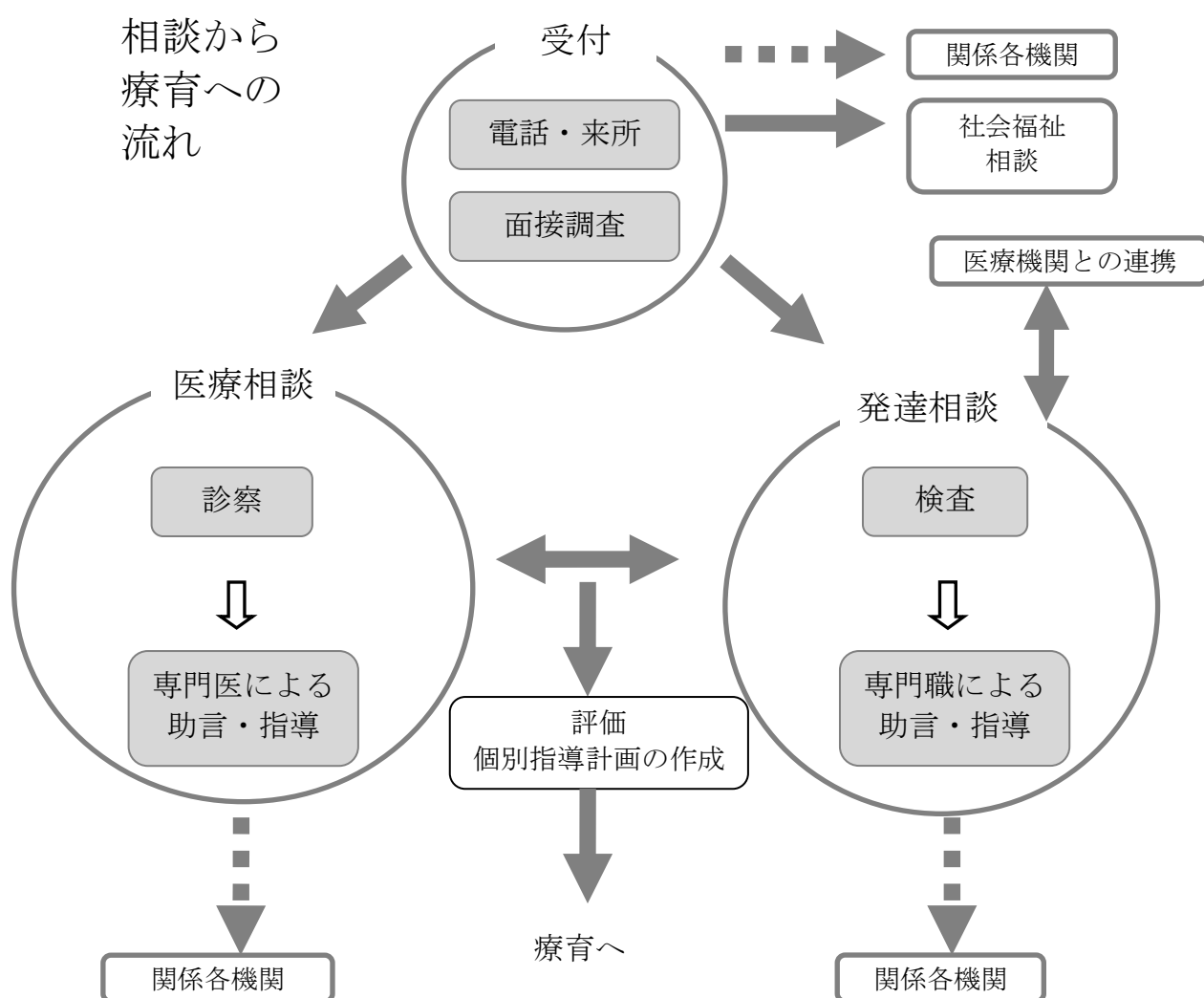


第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能

1 基本姿勢

(仮称)こども発達支援センターは、区内の発達に心配のある子どもに対する中核的支援機関として、18歳未満の子どもへの医療相談、発達相談を行います。同時に医療相談、発達相談で療育が必要とされた18歳未満の発達に心配のある子どもを対象に、発達を促すための療育を行います。

また、発達に心配のある子どもの最大の支援者は、長時間接している家族であることを考え、家族への支援に力を入れるとともに、社会福祉相談も実施し、家族の幅広い悩みにも対応していきます。さらに、障害の理解に関する地域啓発や人材育成等の地域支援を通して、発達に心配のある子どもを育てやすい環境づくりに取り組んでいきます。



2 医療相談機能

1 8歳未満の発達に心配のある子どもを対象に、児童精神科・小児神経科等の専門医による医療相談を行います。

- 投薬や治療が必要になった場合は、外部の医療機関へつなぎます。

【(仮称) こども発達支援センター内の連携】

- 医療相談時には、発達相談の担当相談員が同席し、情報を共有化します。また、障害の種類によっては、検査技師による脳波検査等を実施します。
- 発達相談、療育等で専門的な判断が必要な場合は、医師が連携して対応します。

【件数増への対応】

- 平成21年度現在、心身障害者福祉センターの医師の配置は次ページ表1の通りです。現在週30件程度の医療相談を受け付けています。開設初年度は、従来の未就学児に加え、小学生、中学生および高校生への対応の充実を図り、その後は申し込み状況を見ながら、段階的に必要な対応を図ります。
- 心身障害者福祉センターより新規医療相談の対象年齢が拡大するため、現在の間隔で再診を維持した場合(表2参照)には、大幅な相談件数増が予想されます。より多くの相談を受け入れ可能にするための工夫をするとともに、外部の医療機関との連携や、発達相談の充実等を行いながら、対応を図っていきます。



表1 平成21年度心身障害者福祉センター医師の体制（子ども対象部分）

	月		火		水		木		金	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
第一週		1名	2名	3名	1名				1名	2名
第二週			2名	3名	1名				1名	1名
第三週		1名	2名	3名	1名	2名	1名		1名	1名
第四週			2名	3名	1名	1名			1名	1名

医師延39人（半日単位）

表2-1 初診時の次回診察時期の予約内訳（21年度は4月から11月分）

	6ヶ月後	1年後	2年後	希望再診	終了	その他	計
19年度	245 (74%)	18 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	14 (4%)	53 (16%)	330 (100%)
20年度	185 (62%)	16 (5%)	0 (0%)	14 (5%)	33 (11%)	50 (17%)	298 (100%)
21年度	146 (68%)	6 (3%)	0 (0%)	16 (7%)	27 (13%)	20 (9%)	215 (100%)

表2-2 再診時の次回診察時期の予約内訳（21年度は4月から11月分）

	6ヶ月後	1年後	2年後	希望再診	終了	その他	計
19年度	543 (60%)	228 (25%)	20 (2%)	31 (3%)	20 (2%)	59 (7%)	901 (100%)
20年度	563 (59%)	216 (23%)	34 (4%)	19 (2%)	26 (3%)	94 (10%)	952 (100%)
21年度	350 (49%)	208 (29%)	20 (3%)	28 (4%)	17 (2%)	90 (13%)	713 (100%)

3 発達相談機能

- 18歳未満の発達に心配のある子どもを対象とした、発達相談を実施します。
- 現在の心身障害者福祉センターの乳幼児に加え、小学生、中学生および高校生の新規相談も受け入れます。また予約待ち期間（3ページ参照）の短縮に努めます。
- 外部の医療機関に主治医がいる子どもの場合は、その診療情報をもとに、発達相談を行い、療育につなげます。

- 相談員は、心理士等の専門職を配置します。
- 相談日は月曜日～土曜日とします。

【件数増への対応】

- 一日に6件程度の相談を受けることを想定し、必要な人員の確保に努めます。
- 小学生、中学生および高校生対応等により、多数の相談申込みが予想されます。保護者の不安を取り除き、安定して子育てできるよう、家族支援に力を入れる等の工夫を行いながら、対応を図っていきます。

4 療育機能

医療相談、発達相談で療育が必要とされた18歳未満の発達に心配のある子どもを対象に、発達を促すための療育を実施します。

- 障害者自立支援法の児童デイサービスを基盤としながら、原則法内の事業として実施します。
- 療育実施日は月曜日～土曜日とします。
- 指導員は保育士、理学療法士、作業療法士、看護師、心理士、言語聴覚士等を配置します。

- 医療相談、発達相談、検査の結果により、療育が必要と判断された場合は、療育スタッフも参加して、療育方針や個別支援計画を作成します。
- 年齢別、障害の種類・程度別のクラスとし、週1～2回程度の集団または個別指導を行います。
- 療育クラスを修了した小学校、中学校および高校の子どもについては、半年に1回程度のフォローアップクラスを設定し、支援関係が途切れないようにします。
- 利用定員は、申込み状況を見ながら段階的に拡大していきます。



【クラス分けの例】

- 発達サポート広場（0～就学前）
ごく軽度の遅れや発達障害が疑われる子ども
大型遊具や玩具を利用したグループ遊びや運動を行う
- 乳児クラス（0～2歳児） 1年コース
発達に遅れのある子ども
親子一緒に、集団活動への参加の基礎作りをする
体を動かす遊びを通して運動感覚の発達を促す
- 幼児クラスⅠ（3歳児～就学前） 1年コース
幼稚園・保育所に通園していない子ども
身体障害者手帳または愛の手帳を有するもしくは診断のついた子ども
集団活動や遊びを通して運動発達を促す
集団活動の中での動きの意識付けを行う
- 幼児クラスⅡ（3歳児～就学前） 1年コース
幼稚園・保育所に通園していない子ども
発達障害もしくはその疑いがある子ども
集団活動への基本的姿勢を作る
指示に応じる姿勢を身に付け社会性を伸ばす
- 就園児クラス（3歳児～就学前） 6か月コース
幼稚園・保育所に通園している子ども
身体障害、知的障害、発達障害もしくはその疑いがある子ども
ルールを理解して行動するなど社会的スキルの獲得を促す
- 小学生、中学生および高校生クラス 6か月コース
学校だけでは対応が困難な、発達に障害や遅れがある子ども
集団生活に適応するための社会的スキルの獲得を促す
グループ活動の中でルール理解、言語的・非言語的コミュニケーションスキルの獲得を促す
- フォローアップクラス（半年に1回程度）
就学児クラスを修了した子ども
グループカウンセリング、ロールプレイを通して自己理解、他者理解の力の獲得を促す

* 療育の必要性が認められた場合は再申込みができる。

5 家族支援機能

【基本的な考え】

- 発達に心配のある子どもへの最大の支援者は家族です。
- 家族が障害の特性や対処の仕方に気づくことで多くの課題は解決に向かいます。
- 家族の不安や負担感を軽減することで、日々の生活を軸にした子どもへの支援を進めます。

【個々の家族を対象とした支援】

(事業の例)

- 療育時間の最後を利用したミニ保護者会
- 療育スタッフとの面談
- 家族向け研修会
- 家族同士の交流会
- 家族と関係機関職員の情報交換会
- 社会福祉相談

【グループ活動活性化のための支援】

(事業の例)

- 自主勉強会のための場所の提供
- 自主勉強会への講師派遣
- 自主勉強会のための資器材の貸し出し

【その他の支援】

(事業の例)

- 資料コーナーの設置
- 教材、支援ツールの紹介
- 最新情報の収集と発信
- 家族向け冊子の作成

6 地域支援機能

【基本的な考え】

- 障害に関する知識や情報を広く提供することで、専門機関の支援を受けていない保護者の障害への気づきを促します。
- 障害に関する地域の理解促進により、育てやすい環境づくりを行います。
- 発達に心配のある子どもを支える人材を育成します。

【地域住民への啓発】

(事業の例)

- ホームページによる情報提供
- 区報に特集記事を掲載
- 啓発ポスターの作成
- 冊子・パンフレットの作成
- 理解促進のためのカード等作成

【人材の育成】

(事業の例)

- 関係機関職員に対する研修の実施
- 自主活動グループ等の直接処遇スタッフを対象とした講習会の実施
- ボランティアスタッフの養成

【関係機関への支援】

(事業の例)

- 関係機関職員への助言
- 関係機関に対する協力（診断・評価機能等）

7 関係機関との連携・調整・情報管理

【基本的な考え】

- (仮称) こども発達支援センターは、区における発達に心配がある子どもへの中核的支援機関として、関係機関と連携を図りながら、成長段階に応じた一貫した支援を行います。
- 小学校、中学校および高校に課題が顕在化した子どもについては、学校、(仮称) 学校教育支援センター、子ども家庭支援センター、学童クラブ等と連携して、支援に当たります。
- (仮称) こども発達支援センターは、(仮称) 障害児支援ネットワーク会議の事務局機能を担います。
- (仮称) こども発達支援センターは、区内の発達に心配がある子どもに関する多くの情報を持つため、関係機関との情報交換の中心的役割を担っていきます。

【(仮称) こども発達支援センターを中心とした個人情報の管理の概要】

- (仮称) こども発達支援センターでは、相談に関わった子どもについて相談・療育の記録を保管・管理します。
- 初診時に、関係機関の範囲を示し、(仮称) こども発達支援センターと関係機関の情報交換について包括的に保護者等の同意を得ます。
- (仮称) こども発達支援センターが外部から情報収集する場合の基本は、「(仮称) 療育ファイル(8ページ参照)」等を活用した、保護者等からの情報収集です。情報が不足する場合には、相談・療育を行う上で必要な時期に、個別に関係機関に依頼することで、補完的に情報を収集します。
- 外部への情報提供は、関係機関と連携する中で、必要な範囲で行います。
- 初診時に得た同意は、子どもの成長の節目で、再度確認を求めるなど、個人情報保護のための確実な運用に努めます。
- (仮称) こども発達支援センターが間に入らない、関係機関相互での情報交換は、関係機関が別途保護者等の同意を得るものとします。

同意書の例

私は、(仮称) こども発達支援センターを利用するに当り、本来の事業目的以外の下記の必要がある場合について、(仮称) こども発達支援センター職員以外の者が、本人および家族の個人情報を用いることに同意します。

記

同意しないものについては、□に×を記入

利用目的	情報共有・提供・収集先
<input type="checkbox"/> 区役所・区立施設での利用 <input type="checkbox"/> 法令等の手続き <input type="checkbox"/> 支援のための各種会議 <input type="checkbox"/> 事故・緊急時等の報告 <input type="checkbox"/> 本来業務に付随して必要な事務	<input type="checkbox"/> (仮称) こども発達支援センター職員以外の区職員
<input type="checkbox"/> 外部への情報提供、外部からの情報収集 <input type="checkbox"/> 本人が利用する他の関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 本人が受診している医師の意見を求める時	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 相談機関 <input type="checkbox"/> 療育機関 <input type="checkbox"/> 私立保育所・幼稚園・学校等

年 月 日

説明者 _____ 職名 _____

利用者 _____ (男・女) 生年月日 _____ 年 月 日

住所 (連絡先) _____

保護者または代理人 _____ ④ (利用者との関係 _____)

住所 (連絡先) _____

※ 代理人の範囲 : 二親等以内

2 施設規模

(仮称) こども発達支援センターに必要と考えられる施設 (予定)

必要な施設 (予定)	m ² /室	想定する部屋数	必要面積
医療相談室	20	4	80 m ²
検査室	20	2	40 m ²
発達相談室	20	8	160 m ²
療育室	60	10	600 m ²
社会福祉相談室	20	2	40 m ²
事務室	合わせて1,150 m ² 程度		
更衣室			
休憩室			
医師控え室			
待合スペース			
保護者待機室 (授乳室)			
準備室			
書庫			
備品倉庫			
給湯室			
資料室			
幼児用トイレ			
車椅子用トイレ			
会議室			
印刷室			
団体・保護者の活動室			
合 計	2,070 m ²		

*送迎用バスと、自家用車・自転車による通所に対応するために、敷地内に可能な限り駐車場・駐輪場を確保します。

3 併設施設との関係

光が丘第五小学校跡施設併設予定施設

機能	施設	階	延床面積	備考
発達に心配のある子どもの相談・療育等	(仮称) こども発達支援センター	1階～2階	2,070 m ²	長期計画事業
文化振興	文化芸術・多文化共生支援施設	3階	1,180 m ²	
地域交流	地域交流コーナー	1階	120 m ²	

- (1) 施設管理については、併設施設である文化芸術・多文化共生支援施設が、休日・夜間も含めた通年での区民利用を検討しているため、利用者の便も考えた効率的な方法を選択する必要があるとあり、併設施設と調整し、決定します。
- (2) 旧校庭部分は、小学校閉校後も可能な範囲で、区民の多様な活動の場として活用します。その管理については、併設施設と調整していきます。

4 地域との関係

光が丘第五小学校時代からの経緯も踏まえ、(仮称) こども発達支援センターにおいても、ボランティアの活用や、地域住民との交流を図っていきます。

5 環境配慮

施設整備に当たっては、練馬区役所地球温暖化対策プランに基づき、施設における環境配慮を着実に進めるものとします。

第5章 管理運営

1 心身障害者福祉センター子ども対象事業の運営形態（現行）

診
察

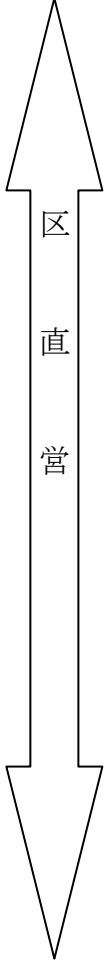
診療所設置許可を受けて実施
体制 区職員（非常勤）
職種 医師・臨床検査技師

相
談

成人・子どもを合わせて診察と一体となった相談事業として実施
体制 区職員（常勤・非常勤）
職種 心理士等

療
育

乳幼児を対象に以下の形態で実施
① 障害者自立支援法第5条第7項に基づく児童デイサービス事業
② 区独自事業
体制 区職員（常勤・非常勤）
職種 保育士、理学療法士、作業療法士、看護師、心理士、言語聴覚士



区
直
営

2 (仮称) こども発達支援センターの運営形態

(仮称) こども発達支援センターは、発達に心配のある子どもに対する中核的支援機関としての役割が期待されます。

実際の運営については、以下の3部門の設置を検討します。

総合調整部門は、関係機関や教育行政機関等との密接な連携と調整を行う必要があります。継続性も重視されます。発達支援部門については、小学校、中学校および高校の発達障害児の療育等、大きなウエイトを占める部分について区内部にノウハウの蓄積がないことや、利用希望者の大幅増に対応可能な専門職が区内部には不足している等の課題があります。高い専門性を確保するためには、専門的なノウハウを持つ外部機関の協力が不可欠と言えます。

総合調整部門	
①	庶務
②	(仮称) こども発達支援センター全体の調整
③	(仮称) 障害児支援ネットワーク会議事務局
④	関係機関の調整、地域連携
⑤	情報管理
⑥	地域住民等との調整
発達支援部門	
①	電話相談・受付事業
②	発達相談事業
③	医療相談事業（心身障害者福祉センター内の診療所機能を移転または新設）
④	児童デイサービス事業（療育事業）（心身障害者福祉センター内の児童デイサービス事業を移転）
⑤	その他の通所事業（発達サポート広場等）
⑥	社会福祉相談事業（(仮称) 障害児支援ネットワーク会議への参加を含む）
⑦	家族支援事業
⑧	地域支援事業
⑨	送迎バスの運行
施設管理（文化芸術・多文化共生支援施設と調整）	
①	建物全体の管理
②	駐車場・駐輪場・旧校庭の管理

第6章 スケジュール(案)

平成二十一年度	<p>庁内検討委員会設置</p> <p>長期計画（素案）および学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画（素案）の心身障害者福祉センター利用者（保護者）への説明会</p> <p>基本計画（素案）常任委員会へ報告</p>	
平成二十二年度	<p>パブリックコメント、説明会</p> <p>基本計画策定</p> <p>運営形態の検討</p> <p>光が丘学校跡施設周辺地域住民への説明会</p> <p>条例制定</p>	実施設計
平成二十三年度	<p>準備室設置（心身障害者福祉センターからの引継ぎ）</p>	工事
平成二十四年度	<p>開設</p> <p>事業の段階的实施</p>	

卷末資料

練馬区（仮称）こども発達支援センター庁内検討委員会設置要綱

平成 21 年 4 月 17 日

21 練福障第 10045 号

（設置）

第 1 条 （仮称）こども発達支援センターの整備に向けて、平成 20 年 10 月より、公募区民をはじめ学識経験者等からなる「（仮称）こども発達支援センターのあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置して検討を行った。検討会の報告を踏まえ、庁内の総合的な調整および整備にあたっての基本計画等の検討を行うため、「（仮称）こども発達支援センター庁内検討委員会」（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 庁内検討委員会は、（仮称）こども発達支援センターについて、つぎに掲げる事項を検討する。

- (1) 関係機関の役割と連携（早期発見から早期支援につなげる仕組み）に関する事項
- (2) 発達支援事業に関する事項
- (3) 療育情報の共有化に関する事項
- (4) 発達に心配のある子どもを持つ家族への支援に関する事項
- (5) 地域住民への啓発に関する事項
- (6) 施設および体制に関する事項
- (7) その他、委員長が必要と認める事項

（構成）

第 3 条 庁内検討委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げる職にある者とする。

（運営）

第 4 条 庁内検討委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、庁内検討委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（作業部会の設置および構成）

第 5 条 庁内検討委員会の下に作業部会を設置する。

2 作業部会の構成員は、別に委員長が定める。

（庁内検討委員会および作業部会の庶務）

第 7 条 庁内検討委員会および作業部会の庶務は、福祉部障害者サービス調整担当課において処理する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。

別表（第3条関係）庁内検討委員会

委員長	室地 隆彦	福祉部長
副委員長	三好 温子	健康部長
委員	宮下 泰昌 岩田 高幸 米 芳久 齋藤 新一 小林 敏行 鷺田 功 石崎 泰江 小池 梨花 木村 勝巳 小西 将雄 浅野 明久 佐古田 充宏	企画課長（企画部参事） 地域福祉課長 障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長 石神井総合福祉事務所長 健康推進課長 光が丘保健相談所長（母子保健担当） 石神井保健相談所長（精神保健担当） 子育て支援課長 保育課長 学務課長（学校教育部参事） 総合教育センター所長
事務局	障害者サービス調整担当課	発達障害支援担当係

(仮称) こども発達支援センター庁内検討委員会（作業部会）検討経過
 庁内検討委員会 4回、作業部会 12回
 平成21年4月～平成22年2月

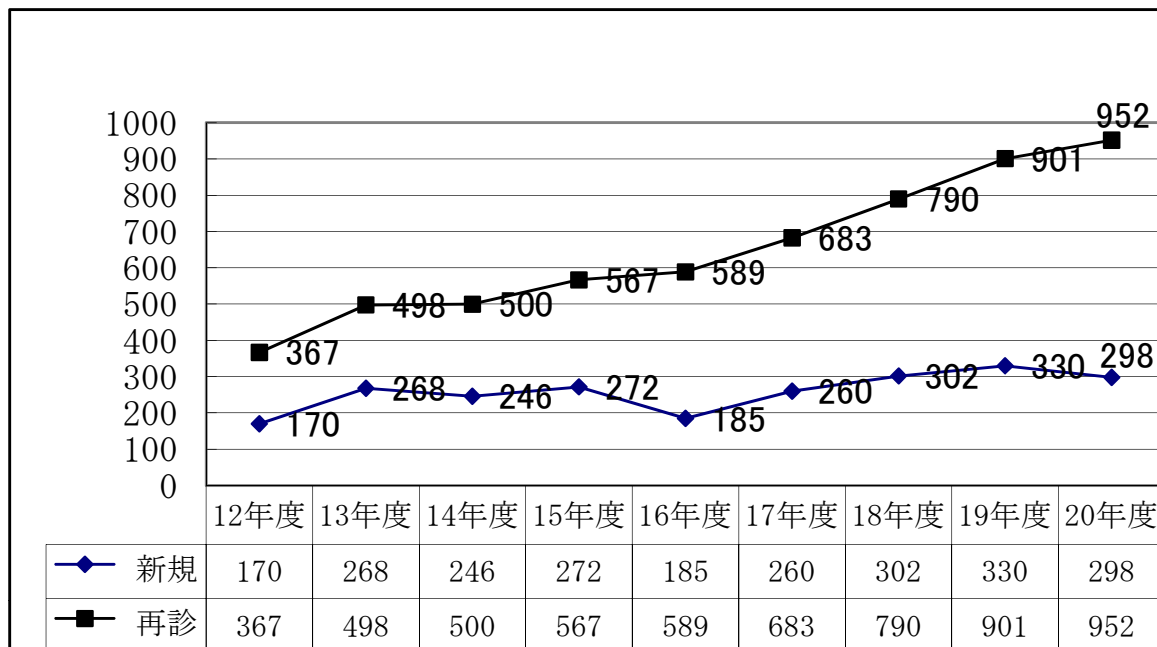
会議の別・回	日程	主な議事
庁内第1回	4月28日	庁内検討委員会設置、検討事項、スケジュール
作業第1回	5月14日	作業部会検討事項、スケジュール等
作業第2回	5月21日	保健相談所の現状と課題、教育相談室の現状と課題、心障センター相談事業の現状と課題、あり方検討会報告書の検証
作業第3回	5月29日	保育現場の現状と課題、教育現場の現状と課題、あり方検討会報告書の検証
作業第4回	6月15日	施設規模、診察・相談事業、関係者ネットワーク
作業第5回	6月29日	発達支援事業、重度障害児の昼間の居場所、関係機関への支援
作業第6回	7月24日	情報の共有化、重度障害児への対応、庁内検討委員会への経過報告資料の確認
庁内第2回	8月20日	作業部会検討経過・検討内容の報告、あり方検討会報告書の検証
作業第7回	9月15日	庁内検討委員会での課題、早期発見の仕組み、重度障害児の保育・放課後の居場所
作業第8回	9月29日	保護者支援、地域支援、基本計画の構成、一般の高校等に通う発達障害児への支援、障害児支援ネットワーク会議の対象者
作業第9回	10月14日	整備基本計画中間報告書（案）
庁内第3回	10月27日	整備基本計画中間報告書（案）
作業第10回	11月25日	庁内検討委員会での意見、中間報告書修正
作業第11回	12月22日	整備基本計画（素案）
作業第12回	1月20日	整備基本計画（案）
庁内第4回	2月10日	整備基本計画（案）

庁内 : 庁内検討委員会

作業 : 作業部会

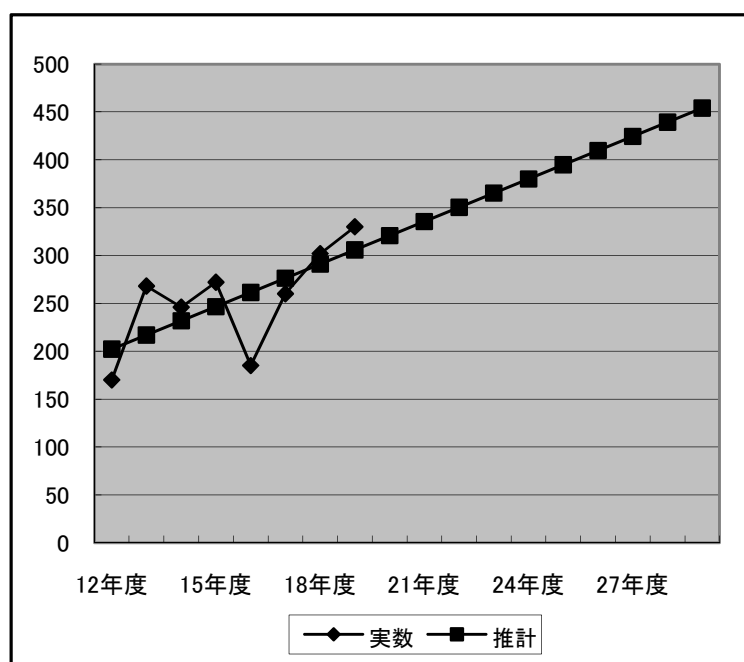
医療相談・発達相談の将来推計値

I 心身障害者福祉センターにおける相談受付件数の推移

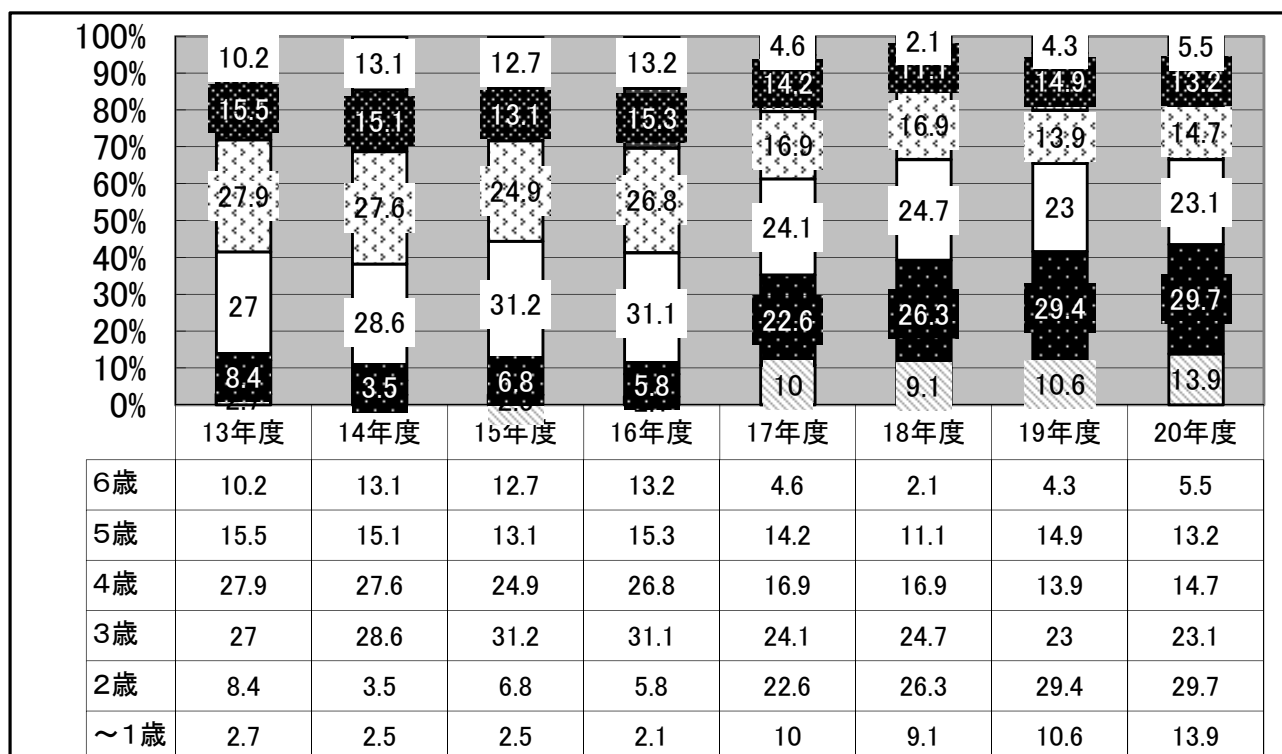


平成12年度～19年度までの新規受付件数を元に、未就学児の相談件数を回帰関数により推計すると、平成29年度には450件が見込まれる。

II 新規相談件数の将来推計



Ⅲ 心身障害者福祉センター新規相談件数の年齢別内訳



Ⅳ 年齢別新規相談受付件数（推計）

年齢区分	人数
0～1歳未満	48
1歳～2歳未満	132
2歳～3歳未満	104
3歳～4歳未満	63
4歳～5歳未満	67
5歳～6歳未満	19
小学1年生	12 (49)
小学2年生	10 (39)
小学3年生	8 (33)
小学4年生	8 (32)
小学5年生	8 (31)
小学6年生	6 (22)
中学1年生	11 (43)
中学2年生	6 (22)
中学3年生	3 (11)
高校1年生	1 (5)
高校2年生	2 (6)
高校3年生	0 (0)
計	508

(小数点以下四捨五入)

29年度に見込まれる新規450件を19年度の年齢別割合を元に計算。

小学生以降は新たに見込まれる新規相談数。（「教育相談室20年度新規申し込み実績（ ）内」の25%、小数点以下四捨五入）で計算。
高校生は、療育事業のフォローアップ教室に通所する者の内、希望者（3割程度）を想定する。

毎年度508件の新規相談があるものとみなして、相談件数を推計する。
未就学児の30%は、小学校入学後は相談の必要がなくなるものとして計算する。

V (仮称) こども発達支援センターで将来的に見込まれる年間相談件数

経過年数	人数	医療相談		発達相談	
		年件数	週件数	年件数	週件数
新規の者	508	762	15.24	1,986	39.72
2年目の者	496	703	14.06	1,797	35.94
3年目の者	471	645	12.89	1,610	32.2
4年目の者	442	584	11.68	1,428	28.56
5年目の者	406	496	9.92	1,145	22.9
6年目の者	358	382	7.64	783	15.66
7年目の者	335	335	6.7	638	12.76
8年目の者	328	328	6.56	618	12.36
9年目の者	318	318	6.36	561	11.22
10年目の者	306	306	6.12	505	10.1
11年目の者	294	294	5.88	420	8.4
12年目の者	252	252	5.04	286	5.72
13年目の者	212	212	4.24	212	4.24
14年目の者	146	146	2.92	146	2.92
15年目の者	59	59	1.18	59	1.18
16年目の者	24	24	0.48	24	0.48
17年目の者	15	15	0.3	15	0.3
18年目の者	4	4	0.08	4	0.08
合計	4,974	5,865	117.29	12,237	244.74

- ① 年末年始およびゴールデンウィークを除き、年間50週で計算。
- ② 医療相談については、未就学児は現在の心身障害者福祉センターの医療相談の間隔で、小学生、中学生および高校生は初年度は半年に1回、2年目以降は1年に1回で計算。
- ③ 発達相談については、未就学児は3ヶ月に1回、小学生は1年目は3ヶ月に1回、2年目以降は半年に1回で計算。中学生・高校生は、1年目は半年に1回、2年目以降1年に1回で計算。

No.	用語	説明文
ア	1 愛の手帳	東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害児・者の保護および自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付されるもの。各種の福祉サービスを受けるために必要。障害の程度により1～4度に区分される。
カ	2 改定練馬区障害者計画 平成19年度～22年度	障害者基本法に規定する障害者施策についての基本的な計画。障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会を目指すことを計画目標としている。
	3 学習障害	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態。
キ	4 基本構想	区の計画体系の中で最上位に位置する、区政運営の基本的な指針。
ケ	5 言語聴覚士	言語聴覚士法に基づき、音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、または聴覚に障害のあるものに対し、その機能の維持向上を図るために必要な、検査および助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。
コ	6 広汎性発達障害	広義の自閉的な発達障害群。相互的な社会的関係の質的障害、コミュニケーション機能の障害および制限された反復的で常同的な行動、興味および活動により特徴づけられるもの。
サ	7 3歳児心理経過観察	3歳児健康診査の結果、心理面や日常生活習慣等で経過観察が必要と判断された者を対象に経過観察を行うこと。
	8 作業療法士	理学療法士及び作業療法士法に基づき、診療の補助として障害者等に対し、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることを業務とする者。
シ	9 社会福祉相談	家族関係の悩み、就学・進学等の教育問題、地域の社会資源等に関する相談、高校生への就労支援等の相談等。
	10 児童デイサービス	障害者自立支援法に規定されている障害福祉サービスであって、障害児を対象として、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応を目指して行う通所訓練。
	11 巡回指導	区立保育所のうち、認定された障害児の在籍する保育所について、当該保育所職員が巡回指導員の指導を受けることにより、その資質および知識を高め、これによって障害児に対する保育内容を向上させることを目的とする。巡回指導員は、障害児の療育・指導に関し豊かな見識と経験を有する者のなかから選任している。
	12 巡回相談	特別支援学校や特別支援学級の教員、臨床心理士等の専門的知識を持った者が学校（幼稚園を含む）を巡回し、配慮を要する子供たちへの対応・指導方法を学校に対して助言する。区立保育所については、都立石神井特別支援学校のコーディネーターを活用し、「気になる子」が在園している保育所職員への保育支援を目的として巡回相談を行っている。コーディネーターは、「気になる子」を観察し、障害の有無についての助言や保育上の相談に応じている。
	13 心理士	心理臨床にかかわる心理技術者。心理検査（知能検査を含む）等によるアセスメント、心理的援助、地域援助などを職域とする。

セ	14	専門家チーム	医師、学識経験者および臨床心理士等で構成され、LD・ADHD・高機能自閉症等により、学習や生活面で特別な教育的支援が必要な子供たちの早期発見、早期対応の促進を図るため、保護者および学校（幼稚園を含む）に対して、専門的な意見の提示・助言等を行う。
タ	15	第二期障害福祉計画 平成21年度～23年度	障害者自立支援法に規定する計画。障害福祉サービスなどの量の見込みと、その確保のための方策を示したもの。
チ	16	注意欠陥多動性障害	7歳以前に現れ、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力および、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。複数の場面で症状があること、自閉症など他の障害がないことなどの診断規定がある。
ネ	17	練馬区中期実施計画 平成20年度～22年度	中期実施計画は、長期計画に基づく主な事業の事業費・事業量等を年次別に明示する3か年の行政計画。平成20年1月策定。
	18	練馬区長期計画案 平成22年度～26年度	練馬区基本構想（平成21年12月策定）で明らかにする将来像を実現するための具体的道筋を示す総合的な行政計画。
ト	19	統合保育	心身に中軽度の障害があり、保育に欠ける乳幼児を集団保育が適切に実施できる範囲で保育所に入所させ、健全な乳幼児とともに集団保育をすること。健全な社会性の成長発達を促進するなど、障害児に対する適切な指導を実施することによって、当該障害児の福祉の増進を図り、また健全な乳幼児が障害児と触れ合うことによって、互いに育ち合うことを目的としている。
	20	特別支援教育	従来の心身障害教育（特殊教育）の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒を対象に、自立や社会参加に向けて、一人一人の教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために行う教育。
ニ	21	日中一時支援	障害者自立支援法の地域生活支援事業に規定される事業で、日中、監護する者がいないため、見守り等の支援が必要な障害児・者に、日中の活動の場を確保することで、家族の就労支援や介護負担の軽減を目的とする事業。
	22	乳幼児健康診査	乳幼児の身体発育や精神発達状況の診査を行い、疾病や障害を早期に発見し、早期治療や療育につなげるとともに、適切な保健指導を行い健康の保持増進を図ることを目的としている。区では4か月・6～7か月・9～10か月・1歳6か月・3歳の児を対象に行っている。
ミ	23	民間幼児教室	障害のある幼児の集団保育、通所訓練の場として民間団体が運営し区が運営費を助成している。区内に2カ所あり、いずれも児童館において実施している。
ヨ	24	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法で「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と規定されている要保護児童の適切な保護のため、児童虐待の予防、早期発見、援助を目的として開催される関係者による会議であり、子ども家庭支援センターが主催する。
リ	25	理学療法士	理学療法士及び作業療法士法に基づき、診療の補助として身体に障害のある者に、基本的動作能力の回復を図るための治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることを業務とする者。

(仮称) こども発達支援センター整備基本計画

発行日／ 平成22年5月

発行 / 練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者サービス調整担当課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-4595

FAX 03-5984-1215

メールアドレス shogaichosei@city.nerima.tokyo.jp
